

区域の欄中「静村 豊田村」、同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉村」、同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「太田村」、同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「川間村」及び「福田村」並びに同表水戸簡易裁判所の名称の欄中「高篠村」及び「三沢村 大田村」、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「川間村」及び「福田村」並びに同表木今市を「本市」に、同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「国田村」を削り、同表木今市簡易裁判所の管轄区域の欄中「国府村」、同表太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「玉生村 船生村 大宮村」を「塙谷村」に改め、同表大簡易裁判所の管轄区域の欄中「強戸村 世良田村」及び「休泊村」並びに同表熱海簡易裁判所の管轄区域の欄中「国方郡の内 綱代町」を削り、同表三島簡易裁判所の項を次のように改める。

裁判所の項を次のように改める。

裁判所の項を次のように改める。

内「頸城村、大潟町」に改め、「明治村」を削り、「同表福知山簡易裁判所の管轄区域の欄中「三宅村」、「同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「志紀町」及び同表舞鶴簡易裁判所の管轄区域の欄中「加佐郡の内」を削り、同表福知山簡易裁判所の管轄区域の欄中「天田郡」を「天田郡 加佐郡」に改め、「加佐郡の内」を削り、同表豊岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「竹野村」を「竹野町」に改め、同表茶良簡易裁判所の管轄区域の欄中「添上郡の内」を削り、同表柳生簡易裁判所の項を次のよう改めること。

裁判所の管轄区域の欄中「瀬戸市」を
「瀬戸市 東春日井郡」に改め、「東
春日井郡」の内
「品野町 旭町」を削り、同表半田簡
易裁判所の管轄区域の欄中「小鈴谷
町」を削り、同表小松簡易裁判所の
管轄区域の欄中「小松市」を「小松
市 加賀市」に改め、同表八尾簡易
裁判所の管轄区域の欄中「大長谷
村 仁歩村 野積村」、同表城端簡
易裁判所の管轄区域の欄中「西野尻
村」及び同表石動簡易裁判所の管轄
区域の欄中「若林村」を削り、同表広
島簡易裁判所の管轄区域の欄中「安
芸町」を「安芸町 熊野跡村」に改め、
同表安芸西条簡易裁判所の管轄区域
の欄中「造賀村」及び「安芸郡」の内
管轄区域の欄中「八頭郡」の内
「八頭郡」を削り、同表柳井簡易裁判所の管轄区
域の欄中「室津村 上園村」を「上園
町」に改め、同表鳥取簡易裁判所の
管轄区域の欄中「八頭郡」の内
「八頭郡」を削り、同表八橋簡易裁判所
の項を次のように改める。

和町」に、同表今市簡易裁判所の名
称の欄中「今市」を「出雲」に、同表唐
津簡易裁判所の管轄区域の欄中「一切
木材 入野村」を「肥前町」に改め、同
表大瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄
中「瀬川村」及び同表島原簡易裁判所
の管轄区域の欄中「神代村」を削り、同
表福江簡易裁判所の管轄区域の欄
中「久賀島村 奈留島村 権島村」を
「奈留町」に改め、同表尻尾簡易裁判所
の管轄区域の欄中「取水村」、「同表宋
高森簡易裁判所の管轄区域の欄中
「野尻村」並びに同表矢部簡易裁判所
の管轄区域の欄中「名連川村」及び
「中島村」を削り、同表天草簡易裁判
所の欄中「下東郷村」、「同表山形簡易裁
判所の管轄区域の欄中「隼人町」を削
り、「有明村」を「有明町」に改め、同
表加治太簡易裁判所の管轄区域の欄
中「隼人日当山町」を「隼人町」に改
め、同表川内簡易裁判所の管轄区域
の欄中「浪打村 鳥海村 小島谷村 姉
帶村」、「同表岩泉簡易裁判所の管轄
区域の欄中「小川村」及び同表横手簡
易裁判所の管轄区域の欄中「醍醐村」
を削り、同表八戸簡易裁判所の管轄
区域の欄中「扇守村 中津村」を「南
郷村」に、同表十和田簡易裁判所の
管轄区域の欄中「六戸村」を「六戸町」
に改め、同表岩見沢簡易裁判所の管
轄区域の欄中「美唄市」を「美唄市
三笠市」に改め、「三笠町」を削り、
同表森簡易裁判所の項を次のように
改める。

附則 1 この法律 2 一日から施行この法律の裁判所で受判所で完結

1. この法律は、昭和三十三年五月一日から施行する。
2. この法律の施行前に從前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で終結する。

最近における市町村の廢置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最近における市町村の廢置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業又は水産に係る産業教育に従事する國立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案、日程第六、

公立義務教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長山下第二君。

農業又は水産に係る産業教育に従事する國立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案を提出します。文教委員長山下第二君。

農業又は水産に係る産業教育に従事する國立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案を提出する。

昭和三十三年四月十六日

提出者 渡海元三郎 高村 坂彦
坂田 道太 伊東 岩男
稻葉 修 山中 貞則
賛成者 簡牛九夫外五十三名

○副議長(杉山元治郎君) 日程第五、
農業又は水産に係る産業教育に従事する國立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案、日程第六、

公立義務教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長山下第二君。

第一条 中「又は水産」を「水産、工業(電波を含む)」又は「商船」に、「規定に基づき」を「規定の趣旨に基づき」に、「教員」を「教員及び実習助手」に改める。

第三条 の見出し中「教員」を「教員及び実習助手」に改め、同条第一項中「又は水産に関する課程を置く」を「水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く」に、「又は水産若しくは水産実習」を「水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習又は商船若しくは商船実習」に、「又は水産実習」を「水産実習、工業、商業、商船に関する課程に、「又は水産に実習、商船又は商船実習」に、「当該農業又は水産に関する課程」を「当該農業、水産、工業若しくは電波又は商船に関する課程に、「又は水産に実習」を「水産、工業、電波又は商船に関する課程」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する國立の高等学校の実習助手であつて政令で定める者が、當該高等学校の農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程には、その者に対し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。

第四条 の見出し及び同条中「教員」を「教員及び実習助手」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

理由

國立又は公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給対象に工業(電波を含む)又は商船に係る産業教育に従事する教員を加え、また、新たに農業、水産、工業(電波を含む)又は商船に係る産業教育に従事する実習助手にも産業教育手当を支給するようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百七十二万円の見込である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

公認義務教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律案

右

昭和三十三年三月一日

国会に提出する。

内閣總理大臣 岸 信介

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律

種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	二又は三の学年の児童で編制する学級
	四又は五の学年の児童で編制する学級	三十五人
	すべての学年の児童で編制する学級	三十人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	二十人
	二の学年の生徒で編制する学級	十五人
	すべての学年の生徒で編制する学級	三十人
学校	同学年の生徒で編制する学級	五十人
	二の学年の生徒で編制する学級	十五人
	すべての学年の生徒で編制する学級	三十人

〔この法律の目的〕

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、學校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する

3 各都道府県ごとの、公立の盲学校又は聾学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、十人を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

〔学級編制の基準についての文部大臣の意見の聴取〕

第四条 都道府県の教育委員会は、前条第二項又は第三項の規定により公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めるに当り、当該義務教育諸学校の学級編制の区分に応じる同条第二項の表の下欄に掲げる数又は同条第三項に規定する数に五人を加えた数(同条第二項ただし書

律第二百八十九号の適用を受け
る事業以外の事業であつて石炭の
掘採により生じた尾石(以上「ば
た」という。)を水洗することによ
り石炭を採取する事業及び石炭を
水洗する事業をいい、「水洗炭業
者」とは、水洗炭業を営む者をい
う。

第二章 登録

(登録)

第三条 水洗炭業を営もうとする者
は、この法律で定めるところによ
り、登録を受けなければならな
い。

2 前項の登録は、一年間有効とす
る。

3 第一項の登録の有効期間満了の
後引き続き水洗炭業を営もうとす
る者は、更新の登録を受けなければ
ばならない。この場合において當
該登録は、一年間有効とする。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする
者(同条第三項の規定により更
新の登録を受けようとする者を含
む。以下「登録申請者」という。)
は、省令で定めるところにより、
その事業を行ふ場所を管轄する都
道府県知事に、次に掲げる事項を
記載した登録申請書を提出しなけ
ればならない。

二 事業を行う場所

三 法人である場合は、
その資本金額(出資総額を含
む。)及び役員の氏名

四 水洗施設

五 沈でん池その他の水洗炭業に
よる被害を防止するための施設

六 排出される土砂の廃棄方法

2 前項の登録申請書には、水洗施
設の位置を示す図面及び省令で定
める事項を記載した書類(以下「添
附書類」という。)を添附しなけれ
ばならない。

(登録の実施及び登録の通知)

第五条 都道府県知事は、前条の規
定による登録の申請があつた場合
においては、第七条第一項の規定に
より登録を拒否する場合を除く。
ほか、遅滞なく、前条第一項第一
号から第三号までに掲げる事項並
びに登録年月日及び登録番号を水
洗炭業者登録簿に登録しなければ
ならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に
よる登録をした場合においては、
直ちにその旨を当該登録申請者に
通知しなければならない。

(禁止行為)

第六条 前条第一項の規定による登
録を受けない者は、水洗炭業を営
むことができない。

2 前条第一項の規定による登録を
受けた者は、当該登録を受けた事
業を行ふ場所以外の場所で水洗炭
業を営むことができない。

3 前条第一項の規定による登録を
受けた者は、その名義を他人に水
洗炭業のため利用させてはならな
い。

(登録の拒否)

第七条 都道府県知事は、登録申請
者が次の各号の一に該当するど
き、又は登録申請者に係る水洗炭
業の施設が河川、道路その他の公
共の用に供する施設を損傷し、若
しくは農業、林業若しくはその他
の産業の利益を損じ、公共の福祉
に反することとなると認めるとき
は、その登録を拒否しなければな
らない。

の産業の利益を損じ、公共の福祉
に反することとなると認めるとき
は、その登録を拒否しなければな
らない。

第十四条の規定により登録を取
り消され、登録の取消の日から
二年を経過しない者

二 この法律の規定に違反して罰
金以上の刑に処せられ、その執
行を終り又は執行を受けること
がなくなつた日から二年を経過
しない者

三 法人でその役員のうちに前二
号の一に該当する者のあるもの
の旨を届け出なければならない。

4 この法律の規定による変更の届
出があつた場合に準用する。

(廃棄等の届出)

2 都道府県知事は、前項の規定に
よる登録の拒否をした場合におい
ては、遅滞なく、理由を附してそ
の旨を登録申請者に通知しなけれ
ばならない。

(登録の手数料)

第八条 登録申請者は、第三条第一
項の登録については三千円をこえ
ない範囲内において、同条第三項
の登録については二千円をこえな
い範囲内において、政令で定める
額の登録手数料を納めなければな
らない。

2 前条第一項の規定による登録を
受けた者は、その名義を他人に水
洗炭業のため利用させてはならな
い。

3 前条第一項の規定による登録を
受けた者は、その名義を他人に水
洗炭業のため利用させてはならな
い。

4 水洗炭業を廃止したときは、
水洗炭業者であつた個人又は水
洗炭業者であつた法人の役員

5 清算人(破産による解散の場合
にあつては、その破産管財人)

6 水洗炭業を廃止したときは、
水洗炭業者であつた個人又は水
洗炭業者であつた法人の役員

7 水洗炭業を廃止したときは、
水洗炭業者であつた個人又は水
洗炭業者であつた法人の役員

8 水洗炭業を廃止したときは、
水洗炭業者であつた個人又は水
洗炭業者であつた法人の役員

9 水洗炭業を廃止したときは、
水洗炭業者であつた個人又は水
洗炭業者であつた法人の役員

10 水洗炭業を廃止したときは、
水洗炭業者であつた個人又は水
洗炭業者であつた法人の役員

11 水洗炭業を廃止したときは、
水洗炭業者であつた個人又は水
洗炭業者であつた法人の役員

12 水洗炭業を廃止したときは、
水洗炭業者であつた個人又は水
洗炭業者であつた法人の役員

三 第六条第三項の規定に違反し た場合

1 都道府県知事は、前項の規定に
より、登録を取り消そうとする場
合においては、当該水洗炭業者に
対し、あらかじめ、期日及び場所
を指定して聽聞をしなければなら
ない。ただし、その者又はその代
理人が正當な事由がなくて聽聞に
応じないときは、聽聞を行わない
で当該処分をすることができる。

2 前項の聽聞に際しては、当該水
洗炭業者又はその代理人に意見を
述べ、及び証拠を提出する機会が
与えられなければならない。

3 前項の聽聞に際しては、当該水
洗炭業者又はその代理人に意見を
述べ、及び証拠を提出する機会が
与えられなければならない。

4 前項の聽聞に際しては、当該水
洗炭業者又はその代理人に意見を
述べ、及び証拠を提出する機会が
与えられなければならない。

5 前項の聽聞に際しては、当該水
洗炭業者又はその代理人に意見を
述べ、及び証拠を提出する機会が
与えられなければならない。

6 前項の聽聞に際しては、当該水
洗炭業者又はその代理人に意見を
述べ、及び証拠を提出する機会が
与えられなければならない。

7 前項の聽聞に際しては、当該水
洗炭業者又はその代理人に意見を
述べ、及び証拠を提出する機会が
与えられなければならない。

8 前項の聽聞に際しては、当該水
洗炭業者又はその代理人に意見を
述べ、及び証拠を提出する機会が
与えられなければならない。

9 前項の聽聞に際しては、当該水
洗炭業者又はその代理人に意見を
述べ、及び証拠を提出する機会が
与えられなければならない。

10 前項の規定による届出があ
つた場合

11 前項の規定による届出があ
つた場合

12 前項の規定による届出があ
つた場合

13 前項の規定による届出があ
つた場合

14 前項の規定による届出があ
つた場合

15 前項の規定による届出があ
つた場合

16 前項の規定による届出があ
つた場合

17 前項の規定による届出があ
つた場合

18 前項の規定による届出があ
つた場合

19 前項の規定による届出があ
つた場合

20 前項の規定による届出があ
つた場合

21 前項の規定による届出があ
つた場合

22 前項の規定による届出があ
つた場合

23 前項の規定による届出があ
つた場合

24 前項の規定による届出があ
つた場合

25 前項の規定による届出があ
つた場合

三 第六条第三項の規定に違反し
た場合

1 都道府県知事は、前項の規定に
より、登録を取り消そうとする場
合においては、当該水洗炭業者に
対し、あらかじめ、期日及び場所
を指定して聽聞をしなければなら
ない。ただし、その者又はその代
理人が正當な事由がなくて聽聞に
応じないときは、聽聞を行わない
で当該処分をすることができる。

2 前項の聽聞に際しては、当該水
洗炭業者又はその代理人に意見を
述べ、及び証拠を提出する機会が
与えられなければならない。

3 前項の聽聞に際しては、当該水
洗炭業者又はその代理人に意見を
述べ、及び証拠を提出する機会が
与えられなければならない。

4 前項の聽聞に際しては、当該水
洗炭業者又はその代理人に意見を
述べ、及び証拠を提出する機会が
与えられなければならない。

5 前項の聽聞に際しては、当該水
洗炭業者又はその代理人に意見を
述べ、及び証拠を提出する機会が
与えられなければならない。

6 前項の聽聞に際しては、当該水
洗炭業者又はその代理人に意見を
述べ、及び証拠を提出する機会が
与えられなければならない。

7 前項の聽聞に際しては、当該水
洗炭業者又はその代理人に意見を
述べ、及び証拠を提出する機会が
与えられなければならない。

8 前項の規定による届出があ
つた場合

9 前項の規定による届出があ
つた場合

10 前項の規定による届出があ
つた場合

11 前項の規定による届出があ
つた場合

12 前項の規定による届出があ
つた場合

13 前項の規定による届出があ
つた場合

14 前項の規定による届出があ
つた場合

15 前項の規定による届出があ
つた場合

16 前項の規定による届出があ
つた場合

17 前項の規定による届出があ
つた場合

18 前項の規定による届出があ
つた場合

19 前項の規定による届出があ
つた場合

20 前項の規定による届出があ
つた場合

21 前項の規定による届出があ
つた場合

22 前項の規定による届出があ
つた場合

23 前項の規定による届出があ
つた場合

24 前項の規定による届出があ
つた場合

25 前項の規定による届出があ
つた場合

調査のため遅滞なく聽聞をしなけ

の業務上の負傷、疾病及び死亡に
関しては適用しない。

3 都道府県知事は、第十三条第一項の規定による命令をしようとする

執行を停止しない。ただし、都道府県知事は、処分の執行により生

四 第十三条第二項又は第十四条第一項の事業停止命令に違反し

都道府県知事は、前項の聽聞を

しようとするときは、申立人、前
条第一項の期間内に権利の申出を
した者及び賠償義務者に対し、あ
らかじめ期日及び場所を通知し
て、権利の存否及びその権利によ
つて担保される損害賠償請求権の
額について証拠を提示し、かつ、
意見述べる機会を与えるなければ

3 前項の権利の調査の手続に関する
必要な事項は、省令で定める。

第二十六條

卷之三

第二十九条 第十二条第一項の規定による登録のまつ消があつた場合において、当該水洗炭業者であつた者は、都道府県知事の承認を受けて、第二十二条の規定により供託して保証金を取りもどすことができる。水洗炭業者が、その事業を行ひ場所のうちの一部の場所を廃止した場合において、その廃止した場所に係る保証金についても、同様とする。

規定により申立の理由を審査するときは、当該事業を行ふ場所を管轄する市町村長の意見を聞かなければならない。

(4) 都道府県知事は、第二十五条第一項の規定により権利の調査のため聴聞をしようとするときは、損害が生じている地を管轄する市町村長の意見を聞かなければならぬ。

(融資のあつせん等)

第三十一条 都道府県知事は、水洗炭業者がその施設による被害を防止するため、沈でん池その他の施

い損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、申立により又は職権で、その執行を停止することができる。

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による登録申請書又は同条第二項の規定による添附書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二 第六条第三項の規定に違反してその名義を他人に利用させた者

三 第九条第二項の規定による書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

第二十四条第一項の期間内に権利者の申出をした者及び賠償義務者に通知し、かつ、公示しなければならない。

3 配当は、前項の通知を発した日から五十日を経過した後、配当表に基づき実施する。

（通知の方法）

前二項の配当手続に關し必要な事項は、省令で定める。

期間内にその申出がなかつたときは、
でなければ、これをすることがで
きない。ただし、当該登録のまつ
消があつた時から三年を経過した
ときは、この限りでない。

3 前項の公示その他保証金のと
りもどしに關し必要な事項は、省令
で定める。

第三十二条 この法律の規定による
都道府県知事の処分に不服のある
者は、処分のあつた日から三十日
以内に、都道府県知事に対し、省
令で定める手続に従い異議の申立
をすることができる。

前項の異議の申立があつた場合
（異議の申立て）

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第六章 執則
第三十五条 次の各号の一に該当する者は、前二項に規定するものと除くほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、条例で定める。

一 第九条第一項の規定する書類を提出せず、又はその書類に虚偽の記載をした者

二 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

第二十七条 賠償義務者のゆゑにが
知れないときは、前三条の規定に
おける賠償義務者に対する通知
は、することを要しない。ただし
し、第二十五条第二項の場合にお
いては、通知すべき事項を公示し
なければならない。

第三十条 この法律の規定による都道府県知事に対する登録の申請（更新の登録の申請を含む。以下同じ。）、届出及び報告は、当該事業を行ふ場所を管轄する市町村長を経由してしなければならない。

前項の場合において、当該市町長は、当該登録の申請、届出及び報告についての意見書を添えることができる。

においては、都道府県知事は、申立を受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 前項の規定による都道府県知事の決定に不服のある者は、通商産業大臣に訴願を提起することができる。
(異議の申立と処分の執行)

第三十三条 異議の申立ては、処分の

二 第六条第一項の規定に違反して登録を受けないで水洗炭業を営んだ者

三 霧島又は不正の事実に基いて第五条第一項の規定による登録を受けた者

第三十九条 法人の代表者又は法人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十五条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰則に処する。

第三十条 この法律の規定による都道府県知事に対する登録の申請（更新の登録の申請を含む。以下同じ。）、届出及び報告は、当該事業を行ふ場所を管轄する市町村長を経由してしなければならない。

前項の場合において、当該市町長は、当該登録の申請、届出及び報告についての意見書を添えることができる。

3 前項の規定による都道府県知事の決定に不服のある者は、通商産業大臣に訴願を提起することができる。
（異議の申立と処分の執行）
第三十三条 異議の申立ては、処分の文書をもつて決定しなければならない。

二 第六条第一項の規定に違反して登録を受けないで水洗炭業を営んだ者

三 虚偽又は不正の事実に基いて第五条第一項の規定による登録を受けた者

第三十九条 法人の代表者又は法人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第三十五条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

昭和二十二年四月十七日 楽譜院会議録第二十一号 航空機工業振興法案外一案

(施行期日) 附則

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。(経過規定)

この法律施行の際、現に水洗炭業者を営んでいた者は、第五条第一項の規定による登録を受けないで、その施行の日から起算して六十日間を限り、水洗炭業者とみなす。その者がその期間内に第四条第一項の規定により登録を申請した場合は、その期間を経過したときには、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

理由

水洗炭業による被害を防止し、その事業の健全な運営を確保するためには、水洗炭業者を登録し、その作業方法を規制する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○小平久雄君登壇
ただいま議題となりました航空機工業振興法案外一件につきまして、商工委員会における審議の經過並びに結果について御報告申し上げます。まず、航空機工業振興法案について申上げます。

御承知のように、わが国の航空機工業は、戦前、世界的水準に達していたのであります。戦後、昭和二十七年によう提案理由を聽取し、四月八日より

ようやく再開されましたが、今日なおほとんど外国よりの技術援助等によるものが主体であり、航空機工業の基礎はきわめて貧弱な状態にあるのであります。一方、世界の趨勢を見ますと、航空機は近代的輸送手段として船舶、車両等にかわりつつあります。業を営んでいる者は、第五条第一項の規定による登録を受けないで、その施行の日から起算して六十日間を限り、水洗炭業者とみなす。その者がその期間内に第四条第一項の規定により登録を申請した場合は、その期間を経過したときには、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

ようやく再開されましたが、今日なおほとんど外国よりの技術援助等によるものが主体であり、航空機工業の基礎はきわめて貧弱な状態にあるのであります。一方、世界の趨勢を見ますと、航空機は近代的輸送手段として船舶、車両等にかわりつつあります。業を営んでいる者は、第五条第一項の規定による登録を受けないで、その施行の日から起算して六十日間を限り、水洗炭業者とみなす。その者がその期間内に第四条第一項の規定により登録を申請した場合は、その期間を経過したときには、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

質疑に入りましたが、その詳細は速記録に譲ります。

四月十六日質疑を終了しましたが、その詳細は速記録に譲ります。

四月十七日討論を省略して採決に付しましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、採決後、自由民主党及び社会党兩党提出による附帯決議案が提出されましたので、採決に付しましたところ、これまで全会一致をもって附帯決議に付することに決した次第であります。

党兩党提出による附帯決議案が提出されましたが、その詳細は会議録に譲ることにいたします。

次に、水洗炭業に関する法律案について申し上げます。

きは、事業改善命令をなし得ることとあります。

第三は、水洗炭業者に対して鉱業法に準する無過失賠償義務を課すことと、そのための保証金を供託せられました。

第四は、水洗炭業者が被害防止施設を行なっている状況であります。さらに、航空機工業は代表的総合工業でありますから、これを振興することは、関連産業の発展、技術の向上、下請産業である中小企業の育成に貢献するともに、国際収支の改善に寄与するものと思われるのであります。以上のように見地から、この際わが国においても航空機工業の振興をはかる必要があり、このため本案が提出されたのであります。

次に、本案の内容を簡単に申し上げます。第一は、本案で国産化を推進す

るものは、航空機のほか、その関連機器、部品、材料等とすることとしたのであります。なお、航空機は民間用中型輸送機を主体とする計画であります。

次に、本案で国産化を推進す

るものは、航空機のほか、その関連機器、部品、材料等とすることとしたのであります。なお、航空機は民間用中型輸送機を主体とする計画であります。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

調達所	昭和三十二年七月三十一日	一〇三人
昭和三十三年九月三十日	六八人	
科学技術庁	昭和三十四年二月二十八日	四〇人
経済企画庁	昭和三十三年九月三十日	一人
厚生省本省	昭和三十三年五月十五日	二八〇人
農林省本省	昭和三十三年五月十五日	一八〇人
食糧庁	昭和三十三年九月三十日	一五〇人
通商産業省本省	昭和三十三年九月三十日	一人
附則第十項の表厚生省の項中	昭和三十三年五月十五日	二人
昭和三十三年五月十五日	一〇〇人	
昭和三十三年十一月十五日	三〇人	
昭和三十四年五月十五日	一五〇人	
	に改める。	
理由		
昭和三十三年度における事業予定	行政機関職員定員法の一部を改	正する法律案に対する修正
計画に即応して各行政機関の定員規	行政機関職員定員法の一部を改正	する法律案の一部を次のように修正す
十九号) の一部を次のようにより改正する。	る。これが、この法律案を提出する	理由である。
附則第二条の表厚生省の項中「昭和三十三年五月十五日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。	(施行期日)	第一 条 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日か

〔報告書は会議録追録に掲載〕

一般職の職員の給与に関する法律 一部改正する法律案

国会に提出する。
昭和三十三年三月一日

第三条 第二款 第三号の一部を次のように改正する。	行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十 九号）	昭和三十三年九月三十日	昭和二十四年二月二十八日
通商産業省本省	農林省本省	昭和三十三年五月十五日	昭和三十三年九月三十日
食糧庁	厚生省本省	昭和三十三年十一月十五日	昭和三十三年九月三十日
昭和三十四年五月十五日	昭和三十四年五月十五日	二八〇人	四〇人
昭和三十三年九月三十日	昭和三十三年九月三十日	一八〇人	一人
昭和三十三年九月三十日	昭和三十三年九月三十日	一五〇人	一人
昭和三十三年九月三十日	昭和三十三年九月三十日	一人	国会に提出する。
三人	三人	内閣總理大臣 岸 信介	昭和三十三年三月一日
一般職の職員の給与に関する法律 （昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。 第五条第一項中「扶養手当」の下に「通勤手当」を加える。	一般職の職員の給与に関する法律 （昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。	右の一部を改正する法律案	一般職の職員の給与に関する法律
第十二条を次のように改める。	第十二条を次のように改める。	の一部を改正する法律案	一般職の職員の給与に関する法律

3 第一項第二号に掲げる職員に支給する通勤距離が片道二キロメートル未満である職員を除く。)歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満である職員を除く。)前項第一号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、人事院規則で定めるところにより算出しなら、その者の一箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額から百円を控除した額とする。但し、その額が六百円をこえるときは六百円とし、通勤のため交通機関等を使用することを常例とする職員について、その額が百円に満たないとさは百円とする。

人事院の国会及び内閣に対する昭和三十二年七月十六日付勅告にかんがみ、一般職の国家公務員に新たに通勤手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律
の一部を改正する法律案の一部を次
のように修正する。

附則第一項中「昭和三十三年四月
一日から施行する。」を「公布の日か
ら施行し、昭和三十三年四月一日か
ら適用する。」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

国会に提出する。

昭和十三年度における事業予定
計画に即応して各行政機関の定員規
模の適正化を図るため、各行政機関
の職員の定員を改正する必要があ
る。これが、この法律案を提出する
理由である。

正する法律案に対する修正
行政機関職員定員法の一部を改正
する法律案の一部を次のように修正
する。
附則第一条を次のように改める。
(施行期日)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

員（前号の規定に該当する職員及び自転車等を使用しないで徒

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
3 第二百四条第二項中「扶養手当」の下に「通勤手当」を加える。
（國家公務員災害補償法の一部改正）

附則
（施行期日）
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
（地方自治法の一部改正）
2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のようないちどきする。
改正する。

律の一一部改正)

律の一部改正)

五十二号) の一部を次のように改め
正する。

第一条第三号を次のように改め
る。

三 会計検査院長及びその他の
検査官

三の二 人事院総裁及びその他
の人事官

第一条第十三号の三の次に次の
一号を加える。

十三の四 科学技術会議の常勤
の議員

第一条第十九号の三の次に次の
一号を加える。

十九の四 科学技術会議の非常
勤の議員

第二条中「秘書官にあつては、
俸給」を「秘書官にあつては、俸
給 通勤手当」に改める。

第三条第三項を同条第四項と
し、同条第二項中「別表第二」を
「前二項の規定」に改め、「の号俸
を削り、同項を同条第三項とし、
同条第一項の次に次の一項を加え
る。」

2 大使の俸給月額は、特別の事
情により別表第二に掲げる俸給
月額により難いときは、前項の
規定にかかわらず、十一万円と
することができる。

第四条を次のように改める。
第一条 第一条第九号から第十四
号までに掲げる特別職の職員の
うち、他の職務に従事し、又は
営利事業を営み、その他金銭上
の利益を目的とする業務を行
い、当該職務、事業又は業務か
ら生ずる所得が主たる所得とな

る者には、第二条に規定する給
与は、支給しない。

2 前項の規定に該当する者に
は、第九条の規定の例により、
手当を支給する。

第七条の三を第七条の四として、第
七条の二の次に次の二条を加える。

七条の三 秘書官の通勤手当の
四」に改める。

第十四条第一項中「第二条」の下
に、「第四条第二項」を加える。

別表第一

官 職 名	俸 納 月 額
内閣総理大臣	一五〇、〇〇〇円
國務大臣	一一〇、〇〇〇円
内閣総理大臣	一一〇、〇〇〇円
会計検査院長	一一〇、〇〇〇円
人事院総裁	一一〇、〇〇〇円
内閣官房長官	一一〇、〇〇〇円
総理府総務長官	一一〇、〇〇〇円
法制局長官	一一〇、〇〇〇円
内閣官房副長官	一一〇、〇〇〇円
官内庁長官	一一〇、〇〇〇円
政務次官	一一〇、〇〇〇円
總理府総務副長官	一一〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員長	一一〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員長	一一〇、〇〇〇円
土地調整委員会委員長	一一〇、〇〇〇円
文化財保護委員会委員長	一一〇、〇〇〇円
地方財政審議会会长	一一〇、〇〇〇円
侍従長	一一〇、〇〇〇円
式部官長	八〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員	八〇、〇〇〇円
土地調整委員会委員	八〇、〇〇〇円
首都圈整備委員会の常勤の委員	八〇、〇〇〇円
社会保険審査会の委員長及び委 員	八〇、〇〇〇円

支給については、一般職の職員
の例による。

第九条中「三千円」を「四千二百
円」に改める。

第十四条第一項中「第二条」の下
に、「第四条第二項」を加える。

別表第一を次のように改める。
別表第一を削る。

別表第二

官 職 名	俸 納 月 額
大使	一〇〇、〇〇〇円
五号俸	九〇、〇〇〇円
四号俸	八〇、〇〇〇円
三号俸	七三、〇〇〇円
二号俸	六六、〇〇〇円
一号俸	六六、〇〇〇円
四号俸	九〇、〇〇〇円
三号俸	八〇、〇〇〇円
二号俸	七三、〇〇〇円
一号俸	六六、〇〇〇円

労働保険審査会委員
地方財政審議会委員
原子力委員会の常勤の委員
公共企業体等労働委員会の常勤
の公益を代表する委員
科学技術会議の常勤の議員
運輸審議会委員

七五、〇〇〇円

別表第二を次のように改める。
東宮大夫

官 職 名	俸 納 月 額
大使	一〇〇、〇〇〇円
五号俸	九〇、〇〇〇円
四号俸	八〇、〇〇〇円
三号俸	七三、〇〇〇円
二号俸	六六、〇〇〇円
一号俸	六六、〇〇〇円

六七八

第三条 特別職の職員の給与に関する
法律の一部を改正する法律(昭
和三十二年法律第五十三号)の
一部を次のように改正する。

附則第二項中「内閣総理大臣等」
の下に「特別職の職員の給与に關
する法律等の一部を改正する法律
(昭和三十三年法律第
号)によ
る改正後の特別職の職員の給与に
關する法律第四条の規定の適用を
受けれる者を除く。以下次項及び第
六項において同じ。」を加える。

附則第三項中「得た額」の下に
ある。

第四条第七項を次のように改め
る。

検査官の給与は、別に法律で定める。

〔國家公務員法の一部改正〕

第四条 国家公務員法（昭和二十一
年法律第二百二十号）の一部を次の
ように改正する。

第十条を次のように改める。

文庫の紹介

第十条 人事官の給与は、別に法

卷一百一十一

（文化財保護法の一部改正）

第五条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の一部を次

のよろに改正する。

第十三条の次に次の二条を加入

(委員長の兼職等の制限)

第十三条の一 委員長は

中、文部大臣の許可のある場合

を除くほか、報酬を得て他の職

務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的

第三回

卷之三

(自治庁設置法の一部改正)

第六条 自治厅設置法（昭和二十七）

年法律第二百六十一号)の一部を

次のように改正する。

第十六条の次に次の二条を加え

५०

(地方財政審議会の委員の兼職)

等の制限)

昭和三十三年四月十七日 衆議院会議

委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(防衛厅職員給与法の一部改正)

第七条 防衛厅職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「以下本条」の下に「及び第十一條の三から第十三条まで」を加える。

第十条第一項中「本条から第十三条まで」を「本条及び次条」に改める。

第十二条第三項中「事務次官、議長、」を削る。

第十八条の二第一項ただし書中「学生」を「事務次官、議長及び学生」に改め、同条第二項中「、「俸給及び扶養手当の月額の合計額(自衛官)」を「俸給及び扶養手当の月額の合計額(防衛事務次官及び統合幕僚会議の議長たる自衛官にあつては俸給の月額、自衛官)」に改める。

第二十三条第二項中「事務次官、議長を」を「事務次官及び議長にあつては俸給を」に改める。

第二十七条第二項中「事務次官、議長及び」を「事務次官及び議長にあつては俸給とし、」に改め

(防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正) 第八条 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十五号)の一部を次のよう

官事」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当の月額の合計額（自衛官）」に改め、「新法第二十三条第二項中」及び「新法第二十七条第二項中」の下に「事務次官及び議長にあつては俸給」とあるのは「事務次官及び議長にあつては俸給及び暫定手当」と、」を加える。

昭和三十七年十一月に改定され、以来一般にすえ置かれている特別職の職員の給与の額を改定することによる、関係法令の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に對する修正案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十三年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、特別職の職員の給与に関する法律第十四条、第九条及び第十四条第一項の改正規定、文化財保護法第十三条の次に一条を加える改正規定、附則第二項の規定を除くほか、昭和三十三年三月四月一日から適用する。」に改める。

附則第二項中「昭和三十三年三月三十日」を「この法律(前項ただし書に係る部分を除く。以下本項において同じ。)の施行の日の前日」に「同年四月一日」を「この法律の施行の日」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行前に改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基いてすでに特別職の職員(内閣總理大臣、國務大臣、内閣官房長官及び總理府総務長官を除く。)に支払われた昭和十三年四月一日から同年同月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

「百分の六十・六二五」に改める。
第二十七条第二項中「及び扶養手当」を「扶養手当及び通勤手当」に改め、「扶養手当」を「扶養手当、通勤手当」に改め、「航空手当」の下に「(二)手当」と改めた額に政策で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当及び落下さん隊員手当について同じ。」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、通勤手當に係る改正規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 防衛省職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十五号）の一部を次のよろに改正する。

附則第十九項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」と、「特殊勤務手当」を「及び通勤手当」とあるのは、「通勤手当及び暫定手当」と、「特殊勤務手当」に改める。

理 由

防衛省職員に対し、一般職に属する国家公務員の例に準じて通勤手当を支給することとするとともに、航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当の額の俸給日額に対する割合の最高限度を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則第一項を次のように改める。
1 この法律は、公布の日から施行し、通勤手当に係る改正規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔福永健司君登壇〕

○福永健司君 議題となりました六法案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

詳細は会議録によつて御承知願うことにいたし、簡潔に要点を申し上げます。

まず、内閣法の一部を改正する法律案は、内閣官房における情報の総合整理につき機能を強化向上せしめるため、職員を十五人増員いたそととするものであります。

本案は、二月十一日本委員会に付託され、二月十三日政府より説明を聞き、質疑を行い、本日、保科委員より、「四月一日の施行日を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。」に改めるとの修正案が提出する法律案に対する修正案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する修正案

次に、国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案は、国防会議事務局の業務を円滑に処理するため、新たに参事官一人を増員しようとするものであります。

本案は、去る二月十二日本委員会に付託され、翌十三日政府より説明を聞き、質疑を行い、本日、保科委員より、四月一日の施行日を公布の日からとする修正案が提出され、採決の結果、多數をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、第一に、昭和三十一年度における各行政機関の事業予定計画に即応して定員の適正化をはかるとともに、第二に、公務員制度調査会の答申の趣旨並びに戦後適正な定員措置が諸般の事情により抑制されてきた事情にかんがみ、定員外職員の処遇改善をはかるため、暫定的に必要な定員外職員の定員化を行おうとするものであります。すなわち、今回の改正によりまして、各行政機関職員の現定員の合計六十四万三千九百二十五人に対し、定員外職員の定員化に伴う増一万人九千六百十五人及び昭和三十三年度事業予定計画に伴う増三千七百二十一人で、結局二万三千三百三十六人を増加いたしまして、合計六十六万七千二百

事業予定計画に伴う増員のおもなるものは、科学技術庁の付属研究所等の拡充に伴うもの百四十三人、国立学校の学年進行、学部、学科の増設等に伴うもの七百八十四人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの千六十七人、電気通信施設の拡張に伴うもの千九百二十二人、特定郵便局の増設に伴うもの二百人等であります。また、減員のおもなるものといたしましては、郵政省の電信電話業務を日本電信電話公社の直轄に移管することに伴うもの六百九十八人、調達庁の行なつております駐留軍施設等の提供業務の減少によるもの百三十五人等であります。

本案は、二月二十日本委員会に付託され、二月二十一日政府より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了いたしましたところ、保科委員より、四月一日の施行日について、「この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。」に改めるとの修正案が提出されました。

次いで討論に入り、日本社会党を代表して西村委員より反対の意見が述べられましたが、採決の結果、多數をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、昨年七月十六日付の人事院勧告に基き、一般職の国家公務員に対し、新たに通勤手当を支給しようとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、特別職の職員の給与が、一部の職員を除きましては、昭和二十七年十一月に改定されて以来据え置かれたままとなっておりましたため、再度改定の行われました一般職の職員の給与との間に均衡が失われる結果となつておりますので、この際その俸給月額の改定を行いますとともに、給与制度全般についての整備を行おうとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、防衛庁職員にも、一

般職の職員同様、通勤手当を支給することといたしましたとともに、昨年末行

われた期末手当の増額相当分だけ航空手当等の最高限を引き上げようとするものであります。

以上三法案は、いずれも二月一日日本委員会に付託せられ、三月四日政府より提案理由の説明を聽取し、本日質疑をして採決いたしました。六案の委員長の報告はいずれも修正であります。六案を終了いたしましたところ、前田委員より、三法案に対し、それぞれ修正案が提出され、趣旨弁明がなされました。その要旨はいずれも施行期日に「公布の日」に改め、適用は本年四月一日とする等であります。

続いて、討論省略、採決の結果、三法案は起立多数をもつていずれも修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律案（議院運営委員長提出））

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅

費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議の附帯議案が提出され、全会一致の議決を見たのであります。

次に、これを朗読いたします。

附帯決議

今回の特別職の職員の給与改定に関するでは、本日の質疑において明らかにされたごとく、各俸給額に対する官職の格付けが極めて不均衡杜撰である。

○副議長（杉山元治郎君） 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

国議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員会理事長谷川四郎君。

2 期末手当の額は、それそれ前項の期日現在において同項に規定する者が受けるべき歳費月額に、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定により期末

手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第五条の次に次の二条を加える。（期末手当の特例）

第五条の二 六月十六日から十一月三十日までの間又は十二月十六日から五月三十一日までの間

に、議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、その満限に達した日又は解散の日に在職する国議員の秘書は、六月十六日又は十二月十

六日からそれぞれその満限に達した日又は解散の日までの期間

算出した金額を、期末手当とし

なお、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議の附帯議案が提出され、全会一致の議決を見たのであります。

次に、これを朗読いたします。

○副議長（杉山元治郎君） 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

第一條 各議院の議長は内閣總理大臣の俸給月額に、副議長は政務大臣の俸給月額に、議員は政務次官の俸給月額に相当する金額を、それぞれ歳費月額として受ける。

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正）

第一條を次のよちに改める。

（昭和二十八年法律第五十二号）の一部を次のよちに改正する。

第三条中「一万円」を「二万円」に改める。

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正）

第一條各議院の議長は内閣總理大臣の俸給月額に、副議長は政務大臣の俸給月額に、議員は政務次官の俸給月額に相当する金額を、それぞれ歳費月額として受ける。

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正）

第一條を次のよちに改める。

（昭和二十九年法律第一百二十九号）の一部を次のよちに改正する。

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正）

第一條中「二万三千三百円」を「二

万三千三百円」に改める。

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正）

第一條中「二百円」を「三百円」に改める。

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正）

第一條中「二万三千三百円」を「二

万三千三百円」に改める。

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正）

第一條を次のよちに改める。

（昭和二十九年法律第一百二十九号）の一部を次のよちに改正する。

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正）

第一條を次のよちに改める。

（昭和二十九

2 前項の規定により期末手当を受けた者で、議員の任期満了による選挙がその任期の終る日の前に行われた場合において国会議員の秘書として引き続き在職するものが、第三条に規定する期末手当を受けることとなるときは、その者の受けた期末手当の額は、同条の規定による期末手当の額から前項の規定により受けた期末手当の額を差し引いた額とする。

3 第一項の規定により期末手当を受けた者で、再び国會議員の秘書となつたもの（前項に規定する引き続き在職するものを除く）が、第三条に規定する期末手当を受けることとなるときは、その者の在職期間には、第一項に規定する在職期間は、この額を算入しない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

2 議長及び副議長の歳費月額は、改正後の国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第一条の規定にかかわらず、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二号）中の特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二

官 報 (号 外)

百五十二号）別表第一の改正規定による部分が施行されるまでの間は、議長にあつては十五万円、副議長にあつては十一万円とする。

3 議長、副議長及び議員が昭和三十三年四月一日以後の分として既に支給を受けた歳費は、改正後の国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律による歳費の内払とみなす。

4 国会における各会派に対し昭和三十三年四月一日以後の分として既に交付した立法事務費は、改正による立法事務費の内払とみなす。

5 国会議員の秘書が昭和三十三年四月一日以後の分として既に受けた給料は、改正後の国議員の秘書の給料等に関する法律による給料の内払とみなす。

理 由

特別職の職員の給与改訂に伴い国會議員の歳費の定額を改訂し、公務慰金支給の制度を設け、また、国会の各会派に対する立法事務費の定額を改訂し、かつ、一般職の職員との給与に関する法律の一部を改め、かかる法律（昭和三十三年法律第二号）の中の特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二号）の特例規定を設けました。すなわち、議員の秘書は、みずからの意思によら

本案施行に要する経費は、二億千八百六十六万七千円である。

〔長谷川四郎君登壇〕

○長谷川四郎君 ただいま議題となりました国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法

律案について御説明いたします。

まず、第一の、国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改

正は、今回内閣総理大臣等特別職の職員の給与改訂に對応して、この際規定を整備し、議長は内閣総理大臣、副議長は國務大臣、議員は各省政務次官の俸給月額にそれぞれ相当する額を歳費月額として受けれるよう改正し、期末手当として受けれるよう改正し、期末手当も同様、これら特別職の職員の例にならうことといたしました。

第二に、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の改正は、二大政党下における立法事務費の内払とみなす。

第三に、議員の秘書に対する給料の内払とみなす。

以上

これらは、いずれも四月一日より適用することとし、これに伴う必要な経過規定を設けてあります。

本案は議院運営委員会において立案されたものであります。何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。（拍手）

○副議長（杉山元治郎君） 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（杉山元治郎君） 御異議なし

と認めます。よって、本案は可決いたしました。

3 前項の規定により期末手当を受ける者が、第三条に規定する期末手当を受けることとなるときは、その者の受けた期末手当の額は、同条の規定による期末手当の額から前項の規定により受けた期末手当の額を差し引いた額とする。

百五十二号）別表第一の改正規定による部分が施行されるまでの間は、議長にあつては十五万円、副議長にあつては十一万円とする。

本案施行に要する経費は、二億千八百六十六万七千円である。

まず、議員の任期満了または衆議院の解散によりその地位を失うという特殊な身分関係にありますので、議員の任期が満了に達し、または衆議院が解散されたときは、その日在職する秘書に対する期末手当を受けるものといたし、ただ、これらの者がその後再び引き続いて議員の秘書となり、六月十五日または十二月十五日に再び期末手当を受ける際において、前に受けた期末手当と重複して受けることのないよう必要な規定を置きまして、この際、議員の秘書にして任期満了または解散により退職することになる者にも期末手当支給の道を開くことといたしました。

これらは、いずれも四月一日より適用することとし、これに伴う必要な経過規定を設けてあります。

本案は議院運営委員会において立案されたものであります。何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。（拍手）

○副議長（杉山元治郎君） 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（杉山元治郎君） 本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十八分散会

出席國務大臣 法務大臣 唐澤 俊樹君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

運輸政務次官 木村 俊夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

文部政務次官 神原 亨君

郵政政務次官 小山 長規君

内閣官房長官 愛知 癸一君

人事院事務総局給与局長 鹿野 忠男君

行政管理政務次官 今松 治郎君

防衛政務次官 小山 長規君

通商産業政務次官 白瀧 仁吉君

母子福祉資金の貸付等に関する法律 の一部を改正する法律		台風常襲地帯における災害の防除に 関する特別措置法	
国会法等の一部を改正する法律		国会法等の一部を改正する法律	
(理事補欠選任)		一、去る十五日大蔵委員会において、 次に通り理事を補欠選任した。	
理事 田中 彰治君 (理事藤枝泉 介君去る十四日委員辞任 につきその補欠)		一、去る十五日議長において、次の常任 委員の辞任を許可した。	
(常任委員辞任)		一、去る十五日議長において、次の常任 委員の辞任を許可した。	
内閣委員		内閣委員	
小金 義照君	足立 鶴郎君	小金 義照君	足立 鶴郎君
隆君	三木 武夫君	隆君	三木 武夫君
高瀬 傳君	堀川 恭平君	高瀬 傳君	堀川 恭平君
大蔵委員	大蔵委員	予算委員	予算委員
権名 隆君	三木 武夫君	藤枝 泉介君	藤枝 泉介君
高瀬 傳君	堀川 恭平君	池田 清志君	池田 清志君
法務委員	法務委員	議院運営委員	議院運営委員
足立 鶴郎君	有馬 英治君	前田房之助君	小西 實松君
井出一太郎君	遠藤 三郎君	平野 ヒデ君	山手 満男君
小西 實松君	夏堀源三郎君	松野 賴三君	瀬地 文平君
平野 三郎君	前田房之助君	横井 太郎君	高瀬 傳君
森 清君	山手 満男君	松澤 雄藏君	堀川 恭平君
山本 勝市君	吉田 賢一君	小川 純也君	恭平君
池田 清志君	半次君	有馬 英治君	大倉 三郎君
小泉 純也君	小金 義照君	足立 鶴郎君	大森 玉木君
椎熊 三郎君	南條 德男君	大倉 三郎君	吉川 久衛君
濱地 文平君	松浦周太郎君	高瀬 傳君	森 孝一君
松澤 雄藏君	松野 賴三君	猪俣 浩二君	笹本 一雄君
横井 太郎君	大倉 三郎君	大倉 三郎君	牧野 良三君
井出一太郎君	川島正次郎君	川島正次郎君	森 清君
高瀬 傳君	高瀬 傳君	高瀬 傳君	清君
社会労働委員	社会労働委員	社会労働委員	社会労働委員
猪俣 浩二君	小牧 次生君	野原 覚君	吉川 久衛君
福田 昌子君	遠藤 三郎君	平田 ヒデ君	亀山 孝一君
松浦周太郎君	古屋 貞雄君	櫻井 奎夫君	清君
農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員
石村 英雄君	大倉 三郎君	松野 賴三君	笹本 一雄君
高瀬 傳君	高瀬 傳君	高瀬 傳君	一雄君
多賀谷貞徳君	古屋 貞雄君	高瀬 傳君	吉川 久衛君
建設委員	建設委員	建設委員	建設委員
井出一太郎君	小西 實松君	井出一太郎君	井出一太郎君
池田 清志君	堀川 恭平君	池田 清志君	堀川 恭平君
通信委員	通信委員	通信委員	通信委員
小泉 純也君	夏堀源三郎君	小泉 純也君	小泉 純也君
古屋 貞雄君	堀川 恭平君	堀川 恭平君	堀川 恭平君
建設委員	建設委員	建設委員	建設委員
池田 清志君	堀川 恭平君	池田 清志君	池田 清志君
高瀬 傳君	恭平君	高瀬 傳君	高瀬 傳君
大倉 三郎君	恭平君	大倉 三郎君	大倉 三郎君
受田 新吉君	堀川 恭平君	受田 新吉君	受田 新吉君
社会労働委員	社会労働委員	社会労働委員	社会労働委員
木原津與志君	木原津與志君	木原津與志君	木原津與志君
大倉 三郎君	川島正次郎君	大倉 三郎君	大倉 三郎君
堀川 恭平君	堀川 恭平君	堀川 恭平君	堀川 恭平君
高瀬 傳君	高瀬 傳君	高瀬 傳君	高瀬 傳君
英英雄君	英英雄君	英英雄君	英英雄君
内閣委員	内閣委員	内閣委員	内閣委員
足立 鶴郎君	足立 鶴郎君	足立 鶴郎君	足立 鶴郎君
小金 義照君	小金 義照君	小金 義照君	小金 義照君
(特別委員辞任)		一、去る十五日議長において、次の特 別委員の辞任を許可した。	
公職選舉法改正に関する調査特別 委員		一、去る十五日議長において、次の特 別委員の辞任を許可した。	
(特別委員辞任)		一、去る十五日議長において、次の特 別委員の辞任を許可した。	
予算委員		議院運営委員	
福田 昌子君	井出一太郎君	前田房之助君	小西 實松君
高瀬 傳君	堀川 恭平君	山手 満男君	瀬地 文平君
権名 隆君	三木 武夫君	平野 ヒデ君	高瀬 傳君
高瀬 傳君	堀川 恭平君	池田 清志君	堀川 恭平君
大蔵委員	大蔵委員	議院運営委員	議院運営委員
小金 義照君	足立 鶴郎君	前田房之助君	小西 實松君
隆君	三木 武夫君	平野 ヒデ君	瀬地 文平君
高瀬 傳君	堀川 恭平君	池田 清志君	高瀬 傳君
法務委員	法務委員	議院運営委員	議院運営委員
足立 鶴郎君	有馬 英治君	前田房之助君	小西 實松君
井出一太郎君	遠藤 三郎君	平野 ヒデ君	瀬地 文平君
小西 實松君	夏堀源三郎君	池田 清志君	高瀬 傳君
平野 三郎君	前田房之助君	前田房之助君	堀川 恭平君
森 清君	山手 満男君	山手 満男君	高瀬 傳君
山本 勝市君	吉田 賢一君	吉田 賢一君	堀川 恭平君
池田 清志君	半次君	半次君	高瀬 傳君
小泉 純也君	小金 義照君	小金 義照君	堀川 恭平君
椎熊 三郎君	南條 德男君	南條 德男君	高瀬 傳君
濱地 文平君	松浦周太郎君	松浦周太郎君	堀川 恭平君
松澤 雄藏君	松野 賴三君	松野 賴三君	高瀬 傳君
横井 太郎君	大倉 三郎君	大倉 三郎君	堀川 恭平君
井出一太郎君	川島正次郎君	川島正次郎君	高瀬 傳君
高瀬 傳君	高瀬 傳君	高瀬 傳君	堀川 恭平君
社会労働委員	社会労働委員	社会労働委員	社会労働委員
猪俣 浩二君	小牧 次生君	野原 覚君	吉川 久衛君
福田 昌子君	遠藤 三郎君	平田 ヒデ君	森 孝一君
松浦周太郎君	古屋 貞雄君	櫻井 奎夫君	清君
農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員
石村 英雄君	大倉 三郎君	松野 賴三君	笹本 一雄君
高瀬 傳君	高瀬 傳君	高瀬 傳君	吉川 久衛君
多賀谷貞徳君	古屋 貞雄君	高瀬 傳君	高瀬 傳君
建設委員	建設委員	建設委員	建設委員
井出一太郎君	小西 實松君	井出一太郎君	井出一太郎君
池田 清志君	堀川 恭平君	池田 清志君	堀川 恭平君
通信委員	通信委員	通信委員	通信委員
小泉 純也君	夏堀源三郎君	小泉 純也君	小泉 純也君
古屋 貞雄君	堀川 恭平君	堀川 恭平君	堀川 恭平君
建設委員	建設委員	建設委員	建設委員
池田 清志君	堀川 恭平君	池田 清志君	堀川 恭平君
高瀬 傳君	恭平君	高瀬 傳君	高瀬 傳君
大倉 三郎君	恭平君	大倉 三郎君	大倉 三郎君
受田 新吉君	堀川 恭平君	受田 新吉君	受田 新吉君
社会労働委員	社会労働委員	社会労働委員	社会労働委員
木原津與志君	木原津與志君	木原津與志君	木原津與志君
大倉 三郎君	川島正次郎君	大倉 三郎君	大倉 三郎君
堀川 恭平君	堀川 恭平君	堀川 恭平君	堀川 恭平君
高瀬 傳君	高瀬 傳君	高瀬 傳君	高瀬 傳君
英英雄君	英英雄君	英英雄君	英英雄君
内閣委員	内閣委員	内閣委員	内閣委員
足立 鶴郎君	足立 鶴郎君	足立 鶴郎君	足立 鶴郎君
小金 義照君	小金 義照君	小金 義照君	小金 義照君
(議案提出)		一、去る十六日議長において、次の通 次に通りである。	
農業又は水産に係る産業教育に從事 する国立及び公立の高等学校の教員 に対する産業教育手当の支給に関する 法律の一部を改正する法律案 (渡 海元三郎君外五名提出)		一、去る十六日議員から提出した議案は 農業又は水産に係る産業教育に從事 する国立及び公立の高等学校の教員 に対する産業教育手当の支給に関する 法律の一部を改正する法律案 (渡 海元三郎君外五名提出)	
の通りである。		の通りである。	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉 の規制に関する法律の一部を改正す る法律案		核原料物質、核燃料物質及び原子炉 の規制に関する法律の一部を改正す る法律案	
地方鐵道軌道整備法の一部を改正す る法律案		地方鐵道軌道整備法の一部を改正す る法律案	

(議案受領)

一、昨十六日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

(参議院送付)

大蔵委員会 付託

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員三号)(参議院送付)

農業又は水産に係る産業教育に従事する法律案(内閣提出第一三三号)

(参議院送付)

文教委員会 付託

地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九号)

(議案付託)

運輸委員会 付託

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)

(科学技術振興対策特別委員会 付託)

一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

刑法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

証人等の被害についての給付に関する法律案

(議案受領)

電話加入権質に関する臨時特例法案

公職選挙法の一部を改正する法律案

戦傷病者戻済者遣族等援護法等の一部を改正する法律案

一、昨十六日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

農業又は水産に係る産業教育に従事する法律案(渡海元三郎君外五名提出)

(議案回付)

農業又は水産に係る産業教育に従事する法律案(渡海元三郎君外五名提出)

(議案回付)

一、去る十五日参議院送付の次の内閣提出案を参議院に回付した。

郵便為替法の一部を改正する法律案

(議案回付)

一、去る十五日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十五日内閣から次の答弁書を受けた。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

刑法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

証人等の被害についての給付に関する法律案

(議案受領)

道整復師法等の一部を改正する法律案

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案

国会議員互助年金法案

一、昨十六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受けた。

昭和三十二年七月六日付自旅第一二六四号をもつて運輸大臣の免許処分を受けている同路線は宇和島自動車株式会社が営業をなし需要充足しているにもかかわらず右免許を与えたのはいかなる理由によるか。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

工芸用氷道事業法案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十六日参議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受けた。

郵便為替法の一部を改正する法律案を受領した。

一、去る十五日内閣から次の答弁書を受けた。

衆議院議員山口丈太郎君提出盛運汽船株式会社の申請にかかる愛媛県宇和島・高知県宿毛間バス路線の免許に關する質問に対する答弁書

(答弁書受領)

一、去る十五日内閣から次の答弁書を受けた。

衆議院議員山口丈太郎君提出盛運汽船株式会社の申請にかかる愛媛県宇和島・高知県宿毛間バス路線の免許に關する質問に対する答弁書

(答弁書受領)

一、去る十五日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十五日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受けた。

衆議院議長益谷秀次殿

(議案受領)

盛運汽船株式会社の申請にかかる愛媛県宇和島・高知県宿毛間バス路線の免許に関する質問に關する質問主意書を提出する。

右の質問主意書を提出する。

一、今後本事業の經營不振その他如何なる理由を問わず又如何なる形式においても、三浦、蔴淵、遊子及び下波の四カ村以外の地域に事業拡張致しません。

二、今後自動車運送事業界の一員として、常に他事業者との親善・誠和に努め、相提携し、相手の立場を尊重し、絶対に不当競争を惹起せざるは勿論、平和にして健全なる業界の發展に努めます。

三、盛運汽船は政府より補助金を交付されている会社であり業績の事実に見ても道路運送法第六条第四号に該当しないものと思ひがいかな。

四、盛運汽船は過去の赤字を新路線にて補てんせんとしているが、かえつて赤字は増加するのみならず既設営業をも赤字になすもので不当免許であると思ひがいかな。

五、盛運汽船は昭和二十八年十二月十七日付運輸大臣宛の通り誓約書を提出している。免許は誓約違反であり運輸省自らが誓約を無視するものである。かかるることは誓

(議案受領)

約を一時的方便に悪用されているが見解いかん。

一、今後本事業の經營不振その他如何なる理由を問わず又如何なる形式においても、三浦、蔴淵、遊子及び下波の四カ村以外の地域に事業拡張致しません。

二、今後自動車運送事業界の一員として、常に他事業者との親善・誠和に努め、相提携し、相手の立場を尊重し、絶対に不当競争を惹起せざるは勿論、平和にして健全なる業界の發展に努めます。

三、盛運汽船は昭和二十五年二月二十一日土佐電鉄株式会社より申請され同二十六年十一月十二日申請却下、訴願手続き行政訴訟等を経て昭和三十一年四月十日行政訴訟を取り下げたものである。

四、この係争中に盛運汽船は(昭和三十年三月十日付申請)免許申請をなし、土佐電鉄の訴訟取下げの翌日(昭和三十一年四月十一日)公聴会を開催したのはなぜか。

衆議院議長益谷秀次殿

七 高松陸連局長名をもつて道路管理者である宿毛市長に諮問したる

ところ、同市長は道路が狭く不適当の旨答えていたのにかかわらずこの道路を通る盛運汽船の申請を

免許したのは不適合ではないか。右質問する。

昭和三十三年四月十五日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議員山口丈太郎君提出盛運汽船株式会社の申請にかかる愛媛県宇和島・高知県宿毛間バス路線の免許に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

一 一 当該路線について なおある程度供給輸送力を増加する余地があるものと認められたので免許したものである。

二 二 当該事案の審査に当つては、特に不当に競争を激化しないことを考慮したもので、道路運送法第一条の事業の適正運営及び公正競争確保の目的にかなうものと考える。

三 盛運汽船株式会社が海上運送事業について補助金の交付を受けていたことは事実であるが、これを

もつて直ちに道路運送法第六条第一項第四号に適合しないとは考えられず、審査の結果事業を適格に遂行するに足る能力を有すると認めめたものである。

四 四 当該路線の採算性についても十分検討したうえ免許したものである。

五 五 当該事案の審査に当つては、暫約書についても考慮したが、これに法律的拘束力があるとは認められず、免許して支障ないものと判断したものである。

六 六 土佐電気鉄道株式会社の訴訟取下げと盛運汽船株式会社の免許に関する公聴会の開催との間に関連はない。

七 七 当該路線の免許は、道路管理上も不適当なものとは考えられない。

なお、免許に際しては、待避所の設置等につき関係庁と十分打合せのうえ、運輸を開始するより措置したものである。

右答弁する。

昭和三十三年四月十七日 衆議院会議録第三十一号

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(但し良質紙は二十円)
大正廿二年九月一日

發行所
東京都新宿区市谷本町一五
大藏省印刷局
電話九段第三一五
傳真

六八六